

駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ

活動報告書

平成24年3月

駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ

目次

第1章	設置の趣旨	3
第2章	研究員.....	4
第3章	研究プロジェクト.....	5
第4章	運営委員会	5
第5章	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ規程.....	6

第1章 設置の趣旨

グローバル・メディア・スタディーズ学部は、「グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ(以下「ラボ」)」を設置する。その趣旨は、次の3点に集約される。外部との共同研究の受け皿、対外的研究成果発信、社会的貢献、である。企業からの外部資金を受けられる場合、これをラボを受け皿として受けることができれば、大学全体より素早い意思決定をしつつ、複数の教員で活動することができ、グローバル・メディア・スタディーズの目指す学際的研究が活性化し、結果的に学部・大学全体に、共同で研究することの効果の向上が期待できる。公的な競争的資金の獲得も、同じ理由でこのラボを中心に活動すれば、より効果的になる。学外に成果を発表・発信する際に、大学としてではなく、また教員・学生個人としてではなく、ラボを通じて発表することができれば、学際領域でその成果を共有でき、学内・学外ともメリットが大きいと考えられる。学生(学部生・大学院生)が対外的に研究活動をする場合、学生個人が接点となるよりも、ラボを通じて接点となった方が、様々な人と接点ができ、プロジェクトマネジメントやナレッジマネジメントが活用できれば、総合的に効果が期待でき、大学としての社会貢献が可能となる。海外からの研究者を受け入れる際に、ラボの研究員として受け入れることにより、海外の団体との交流の活性化も期待でき、グローバルな活動、グローバルな社会貢献が活性化していく。以上に述べた通り、学部の研究、教育、社会貢献の活性化をはかるために、ラボを設置する。

以上は、グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ(以下、本ラボ)を設置する際に準備された「設置の趣旨」である。本ラボの設置のコンセプトは、駒澤大学にグローバル・メディア・スタディーズ学部(以下、GMS学部)を設置する平成18年(2006年)以前に遡る。当時、駒澤大学には、学外の団体との共同研究、寄付、受託研究に関する規程がなく、大学を中心とした社会的活動を行う方法がなかった。そこで、斎藤信男 GMS 初代学部長(当時)により本ラボ設置が構想され、学内の調整の後、平成22年(2010年)に規程が設置され、平成23年度から実質的に活動を開始した。本ラボを通じてのプロジェクトや成果はまだ少ないが、GMS 学部や駒澤大学を通じての実質的な研究・教育・社会貢献が、今後実を結ぶことが期待される。

第2章 研究員

本ラボは GMS 学部の下に設置された組織であるので、GMS 学部の専任教員は、本人の希望により本ラボの研究員となることができる。専任教員以外の研究者（学部生、大学院生、他学部教員、職員、非常勤教員等、他大学教員、企業研究員等）が研究員となるためには、専任教員が受け入れ者となり、その研究員を保証する。必要なら駒澤大学においてネットワーク(KOMAnet)のアカウントや文部科学省科学研究費補助金（科研費）の研究番号や eRad 番号等を申請できる。

これまでの研究員は、次の通りである。

平成22年度（2010年度）研究員

石川 憲洋(GMS 学部)
石橋 直樹(GMS 学部)
伊藤 崇洋(静岡大学)
加藤 悠一郎(静岡大学)
各務 洋子(GMS 学部)
金山 智子(GMS 学部)
絹川 真哉(GMS 学部)
斎藤 信男(慶應義塾大学/文教大学)
杉森 建太郎(GMS 学部)
松原 大悟(慶應義塾大学)
峰野 博史(静岡大学)
山田 典生(静岡大学)
吉田 尚史(GMS 学部)

平成23年度（2011年度）研究員

石川 憲洋(GMS 学部)
石橋 直樹(GMS 学部)
各務 洋子(GMS 学部)
金山 智子(GMS 学部)
絹川 真哉(GMS 学部)
斎藤 信男(慶應義塾大学/文教大学)
杉森 建太郎(GMS 学部)
田中 剛(静岡大学)
松浦 伸彦(静岡大学)
松原 大悟(慶應義塾大学)

峰野 博史(静岡大学)
山口 浩(GMS 学部)
吉田 尚史(GMS 学部)

第3章 研究プロジェクト

本ラボでは、GMS 学部の専任教員を研究代表者とする研究プロジェクトを設置することができる。研究活動の拠点として、活用されることが期待されている。これまで、下記の研究プロジェクトが活動している。

プロジェクト名：オーバーレイネットワークを用いた自律分散型デバイス連携研究 (A Study of Autonomous and Distributed Cooperation of Devices using Overlay Network)

研究目的：本研究では、デバイスが自律的にネットワークを構築し、メタデータを用いたデバイス間の知的協調活動を実現するための汎用的なメタデータおよびオーバーレイネットワークのアーキテクチャを確立することを目的とする。

研究期間：2011年1月1日～2014年3月31日

研究代表者氏名・所属・職名：石川憲洋・GMS 学部・教授

プロジェクトの WWW ページ：http://gmsweb.komazawa-u.ac.jp/Lab/?page_id=35

第4章 運営委員会

本ラボは、GMS 学部専任教員かつラボの研究員のうち7名が委員となり、本ラボの運営にあたっている。主な役割は、研究員の申請に関する審査、研究プロジェクトの申請に関する審査、日常の運営等である。平成22年度および23年度の運営委員は、次の通り7名である。

- ・ 所長：石川憲洋
- ・ 副所長：金山智子
- ・ 主任：吉田尚史
- ・ 運営委員：各務洋子、石橋直樹、絹川真哉、杉森建太郎

これまでの運営委員会に関する沿革は、次の通りである。

- 2006 年 4 月、GMS 学部設置と同時に本ラボの重要性を認識
- 2008 年 4 月、駒澤大学にて共同研究に関する 4 規程制定（駒澤大学受託研究に関する規程、駒澤大学奨学研究寄付金に関する規程、駒澤大学寄付講座に関する規程、駒澤大学学外共同研究に関する規程）
- 2008 年 11 月、駒澤大学にて資産運用の巨額損失問題
- 2009 年、GMS 学部完成年度の終了と同時（2010 年 4 月）に設置予定であった研究科設置が困難な状況となり、研究科の研究機能の代替案として、本ラボ設置の議論を開始
- 2010 年 1 月、本ラボの規程作成開始
- 2010 年 7 月、全学教授会にて本ラボ承認
- 2010 年 7 月、学校法人駒澤大学理事会にて本ラボ承認
- 2010 年 9 月、GMS 学部教授会にて初期の運営委員内定
- 2010 年 10 月、内規作成開始
- 2010 年 11 月、第一回運営委員会（内規等）
- 2011 年 1 月、第二回運営委員会（研究員、プロジェクト、予算執行方法等）
- 2011 年 3 月、第三回運営委員会（ホームページ、研究員等）
- 2011 年 7 月、第四回運営委員会（研究員等）
- 2012 年 3 月、第五回運営委員会（体制、プロジェクト、報告書等）

第 5 章 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

（名称・設置）

第 1 条 本ラボラトリは、駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ・ラボラトリ(以下「ラボ」という。)と称し、駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部(以下「本学部」という。)の下に設置する。

（目的）

第 2 条 ラボは、駒澤大学(以下「本学」という。)建学の理念及び本学部のポリシーに基づき、グローバル・メディア・スタディーズに関連する研究及び関連する活動を推進する。

（事業）

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会及び各種イベントの開催
- (2) 機関誌などの刊行
- (3) インターネット等の各種メディアを用いた情報発信

- (4) 外部の研究団体、機関又は企業組織等との共同研究及び協力
- (5) 学外組織等に対する社会的貢献
- (6) 研究を通じた人材育成
- (7) その他上記各号の目的を達成するために必要な事項

(運営委員会)

第4条 ラボには、運営に関するすべての事項を審議し決定するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、副所長及び運営委員5名以内をもって構成する。

(委嘱)

第5条 所長、副所長及び運営委員は、本学部教員又は本学部以外の本学教員の中から、運営委員会で決定し、本学部長が委嘱する。

2 所長及び副所長は、運営委員の中から互選によって決定する。

(所長及び副所長)

第6条 所長は、ラボを代表し、ラボの管理・運営・経理を統括する。

2 副所長は、所長の職務を補佐する。

(主任)

第7条 所長の職務を補佐し、ラボにおける事務及び会計事務を統括するため、主任を置くことができる。

2 主任は、運営委員会の議を経て運営委員の中から所長がこれを委嘱する。

(任期)

第8条 所長、副所長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第9条 運営委員会に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、ラボに若干人の顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会が推薦し、所長がこれを委嘱する。

(研究員)

第10条 ラボには、研究員を置くことができる。

2 研究員は、本学部教員、運営委員会によって決定される研究計画に参加を希望する本学教員、本学学生及び学外者から研究継続期間若しくは年度を単位として委嘱する。

3 前項の委嘱については、運営委員会の議を経て、所長がこれを行うものとする。

(運営費)

第11条 ラボの運営費は、外部資金・研究会等の会費・寄附金その他をもって充てる。外部資金の取り扱いについては、駒澤大学受託研究に関する規程、駒澤大学学外共同研究に関する規程、駒澤大学奨学研究寄付金に関する規程及び駒澤大学寄付講座に関する規程等に従う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、本学部が大学の承認を得てこれを行

う。

(施行細則)

第 13 条 ラボの運営に関する細則は、運営委員会の議を経て別にこれを定める。

(事務所管)

第 14 条 ラボの事務所管は、教務部とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

以上